

# 熊本県屋外広告物条例に基づく許可申請に係る指導等事務処理要領

平成20年3月31日制定

平成21年6月17日改正

令和元年10月21日改正

## 第1 趣 旨

この要領は、熊本県屋外広告物条例（以下「条例」という。）の規定に基づく許可申請に係る指導等の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 許可申請時の指導等について

### 1 受 付

地域振興局維持管理（調整）課（以下「維持管理（調整）課」という。）は、条例第5条、第6条第4項及び第10条第1項の規定に基づく許可申請があった場合は、必要な書類が全て提出され、記載漏れ及び記載誤りがないことの確認を行い、当該申請書の写しを速やかに広域本部景観建築課又は景観行政団体市町村景観主管課に送付するものとする。

### 2 審 査

申請内容の審査等にあたっては、この事務処理要領に定めるもののほか、維持管理（調整）課においては「熊本県屋外広告物条例の運用指針」に、広域本部景観建築課においては「熊本県景観条例施行事務処理要領」に準じて行い、景観行政団体市町村景観主管課においては、それぞれの景観条例施行事務の取扱いに基づき行うものとする。

### 3 指 導

#### ア 指導について

維持管理（調整）課及び広域本部景観建築課又は景観行政団体市町村景観主管課は、当該許可申請物件について、2の審査の結果、指導を要する事項がある場合は、申請者に対し各課から口頭指導を行うこととする。

また、両課に指導事項がある場合は、申請者の負担軽減を図るとともに統一的な指導を行うため、できる限り両課共同で指導を行うよう努めるものとする。

なお、広域本部景観建築課又は景観行政団体市町村景観主管課は景観に関する指導が不要な場合、指導を行う場合又は指導が完了した場合は、その旨維持管理（調整）課に連絡するものとする。

#### イ 指導通知書の交付について

アの指導に対して、申請者から指導事項を記載した書面の交付を求められたとき

又は文書による指導が必要と認められるときは、別記第1号様式により交付するものとする。

この場合、熊本県屋外広告物条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）別表第6第1項第5号に関する指導に係るものについては広域本部景観建築課で、同項第6号に関する指導に係るものについては景観行政団体市町村景観主管課で作成し、それ以外の項目の指導に係るものについては維持管理（調整）課で作成し、それらを維持管理（調整）課でとりまとめるうえ、同課で起案し、決裁に回し申請者に交付するものとする。

なお、申請者への説明は、各課連携して行うものとする。

#### ウ 指導経過の記録について

ア及びイの指導を行った場合は、維持管理（調整）課及び広域本部景観建築課又は景観行政団体市町村景観主管課はそれぞれ別記第2号様式にその経過を記録し、各課に備え付けることとする。

### 第3 許 可

#### 1 許可の通知

第2の2の審査の結果、指導を要する事項がなく許可の基準を満たしている場合は、すみやかに許可を行うものとする。

#### 2 許可時の留意事項

許可に際して、条例施行規則別表第6第1項第5号及び第6号は、景観上の配慮を指導するための規定であることに留意すること。

### 第4 標準事務処理期間

許可の標準処理期間は30日以内とする。

ただし、条例施行規則別表第6第1項第5号及び第6号が適用されない場合（景観形成地域、特定施設届出地区、大規模行為に該当しない場合）については、同基準（30日以内）が規定される前の標準処理期間の14日以内で処理するよう努めるとともに、同基準が適用される場合であっても、従前の処理期間が14日以内であったことを考慮し、速やかに許可が行えるよう維持管理（調整）課と広域本部景観建築課又は景観行政団体市町村景観主管課の連携を図るものとする。

### 第5 その他の留意事項

① 許可、指導等の事務処理は、概ね次のフローにより行うものとする。

- ② 維持管理（調整）課においては、屋外広告物を表示し又は掲出物件を設置する者等から相談があった場合は、できるだけ事前指導として対応を行うこととする。
- ③ 申請又は相談が行われた屋外広告物について、屋外広告物条例に基づく許可申請が不要な場合であっても、維持管理（調整）課は広域本部景観建築課又は景観行政団体市町村景観主管課に情報提供を行い、当該屋外広告物が景観法及び熊本県景観条例又は市町村景観計画に基づく届出（以下、「届出」という。）を要する場合は広域本部景観建築課又は景観行政団体市町村景観主管課から届出を行うよう指導する。
- ④ 景観に関する自主条例を施行している次の町村の区域については、県の景観計画が適用されないことから、条例施行規則別表第6「1 共通基準」（5）及び（6）の規定が適用されない区域となり、従前どおり屋外広告物の許可申請と併せて景観の届出が必要となるため注意すること。

なお、熊本市については、屋外広告物行政及び景観行政ともに独自の条例で行っており、県条例の適用区域外である。

- ・ 錦町、五木村：従前どおり町村に届出

（但し、今後町村が景観行政団体へ移行することにより、取扱いが変わる場合がある。）

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

別記第1号様式

第 号  
年 月 日

申請者（相談者）住 所  
氏 名 様

熊本県〇〇広域本部〇〇地域振興局長

屋外広告物許可申請物件に対する指導等通知書

あなたが、 年 月 日に申請（事前相談）されました下記の物件  
について、熊本県屋外広告物条例及び施行規則の規定に基づき、下記のとおり  
改善していただきますようお願いします。

記

- 1 申請（事前相談）物件  
（例）広告板  
屋上広告
- 2 指導・助言又は要請事項

- 3 照会先  
熊本県 〇〇広域本部 地域振興局 課  
TEL :

年度 屋外広告物の許可申請に係る指導経過記録表

番号	受付	屋広 区分	景観 区分	申請者の住所及び氏名	広告物の設置場所及び内容	口頭指導	文書指導	指導内容	摘要
1	年 月 日 第 号	禁 許	景 特 大			年 月 日	年 月 日 第 号		
2	年 月 日 第 号	禁 許	景 特 大			年 月 日	年 月 日 第 号		
3	年 月 日 第 号	禁 許	景 特 大			年 月 日	年 月 日 第 号		
4	年 月 日 第 号	禁 許	景 特 大			年 月 日	年 月 日 第 号		
5	年 月 日 第 号	禁 許	景 特 大			年 月 日	年 月 日 第 号		

# 《事務処理フロー》

